

小沢一郎検審起訴議決を“架空議決”と結論した“7つの根拠”

「最高裁をただす市民の会」 志岐武彦・石川克子・黒藪哲哉

要 旨

小沢一郎議員は、「政治資金規正法違反容疑」で東京第五検察審査会に申し立てられ、2010年9月14日2回目の「起訴相当」議決により強制起訴された。大捜査の末不起訴とされた「検察の判断」を、11人の市民が覆したことになる。

この検察審査会議決は疑惑が多く、「審査員は本当に存在したのか？」などとささやかれていた。私達市民は検審事務局及びそれを直轄する最高裁に何度も足を運び、また、検審事務局、最高裁、東京地裁、会計検査院、東京検察庁に情報公開請求を繰り返した。こうした現場での調査や資料分析等から、小沢検審起訴議決は“架空議決”であり、それを仕組んだのは司法を裏で牛耳る“最高裁事務局”という組織だったと結論付けた。その根拠を記す。

最高裁事務局と検察審査会の関係



裁判部門 : 上告事件など最高裁判所に係属する事件を審理裁判しています。裁判部門には、15人全員の裁判官で構成される大法廷と、5人ずつの裁判官で構成される小法廷があります。

司法行政部門 : 最高裁判所には、規則制定権と司法行政権が与えられています。これらの権限は、最高裁判所の裁判官によって構成される最高裁判所裁判官会議の議決に基づいて行使されます。

この裁判官会議を補佐し、最高裁判所の庶務をつかさどる機関として、事務局が設置されています。

「絶望の裁判所」(瀬木比呂志著・講談社現代新書)や「司法官僚 裁判所の権力者たち」(新藤宗幸著・岩波新書)などによると、実際の最高裁事務局の権限と職務内容は前記ホームページの記述とまるで異なる。事務局は、最高裁の規定・規則の策定、法律・政令の制定に関する法務省と調整、裁判官・調査官の人事(任命、人事異動、報酬の決定等)、裁判所の予算の決定などのさまざまな権限を持っている。この権限を利用し、最高裁判所及び下級裁判所の判決に影響を与えてきた。事務局は司法を思うように牛耳る存在なのである。

検察審査会は三権に属さない「第4の権力」といわれているが、これも実体と違う。全国の検察審査会事務局は最高裁事務局の完全管理下の組織である。事務局の各局が検察審査会を管理・監督している。

例えば、人事局が検察審査会事務局職員の人事権を持ち異動、昇進、昇給等を決める。経理局が検察審査会の実行計画や予算を決め、検察審査会が使う機材等の製作や発注などを行う。刑事局が検察審査会の規則・規定を定め、通達などをもって業務指示を行う。刑事局には刑事一課検察審査会係という部署も存在する。広報課が検察審査会の広報を担当している。秘書課が検察審査会の情報公開業務を管掌している。検察審査会事務局は所轄の地裁内に置かれている。所轄の地裁経理課が、検察審査会の経理事務を行う。

検察審査員経験者は延べ55万人といわれている。

事務局は「全国検察審査協会連合会」なる検察審査員経験者の集まりを作っている。東京第一検察審査会事務局長がその事務局を担っている。連合会の現在会員は3万人という。そもそも、このような会は不要である。

小沢検審起訴議決を“架空議決”とした7つの根拠

1. 主要6紙が9月8日「議決10月末公算」と報道したのに、6日後の9月14日(民主党代表選日)に議決した(議決を一か月半も早めた)。

2010年9月8日、主要6紙が、小沢検審について「審査補助員(審査を補助する弁護士)が決まった。これから審査が本格化し、10月末に議決される公算が大きい」という趣旨の報道を行った。ところが、10月4日、検察審査会事務局は「(この報道のあった6日後の)9月14日(民主党代表選投票日)に小沢氏の起訴議決がなされた」と発表した。

一方、私たちが情報開示で入手した審査員旅費請求書の中に、9月8日から14日の日付の審査員旅費請求書が一通もないことを確認した。

上記2つの情報から、検審事務局は、「9月初めに審査補助員を決めた。これから審査会議を本格化する。」と言い、その後一度も審査会議を開くことなく「9月14日に議決した」と発表したのである。

検審事務局は朝日・読売両紙に「9月に入ってから、平日頻繁に集まり審査を行った」とリークし、議決発表時点で両紙はそのことを記事にした。最高裁事務局は「審査会議は月1、2回開く」(検察審査会Q&A)と説明している。実際、平日頻繁に集まるどころか、9月8日から14日の間には一度も集まっていない。急ぎよの議決があったように見せかけるため、両紙に見え透いた嘘の報道をさせたのである。

検審事務局は9月8日の時点まで10月末議決を予定していたが(9月中旬を予定していれば、議決は10月末の公算とは言わない)、代表選で小沢氏が菅氏に勝ちそうな状況が出てきたため、代表選前に起訴議決したことにすべく議決日を急ぎよ早めたと読める。審査会議に実体がなく、架空だったからこそ、議決を一ヶ月半も早めることができたと解釈できる。

2. 審査会議が開かれていたら、「検察官の説明」がないまま“起訴議決”してしまうことはない

(最高裁事務総局はリーフレットの記述まで変えてごまかした)

検察審査会法 41 条では「**検察審査会は起訴議決するときは、あらかじめ、検察官に対し検察審査会議に出席し意見を述べる機会を与えなければならない**」とある。小沢検審の時期に配布されたリーフレット「**検察審査会 Q & A**」には「**起訴議決をするときは、あらかじめ検察官の意見を聴かなければなりません**」の記述がある。検察官の説明を受けてからでない、検察審査会は“起訴議決”をすることはできないのである。

私たちは東京地検から出張管理簿を取り寄せ、審査員の説明を担当したとされる齋藤隆博検察官の出張記録を確認したが、齊藤検察官が 9 月 14 日以前に検察審査会議が行われる東京地裁に行ったとする記録はなかった。

さらに、志岐は森裕子議員のブレーンで検察庁にも出入りしていた X 氏から次のような話を聞いた。「9 月 28 日、私たち (X 氏と他の民間人) は東京地検庁舎の 1 階で齋藤検察官に会った。その時齋藤検察官は『これから検審に小沢さんの不起訴理由の説明に行く』と向こうから話してきた。また、検審から帰ってきた齋藤検察官が周囲に『検察審査員からは何の質問もなかった』と不審そうに語った話も聞いた。9 月 28 日といえば、起訴議決がなされた後だが、齋藤検察官はそれを知らされずに説明に行ったのではないか。だから私たちにも躊躇なく話したと思う。彼は間違いなく起訴議決前に説明に行っていない。」

森裕子議員が、志岐が X 氏から聞いたのと同じ情報をもとに国会質問をしているので、X 氏の情報は信ぴょう性が高いと判断できる。

本当に審査会議が開かれていて、齋藤検察官が 9 月 14 日までに説明に来られない状況が生じた場合、審査会議に出席した検察審査員たちは、代わりの検察官に説明してもらうか、議決日を延ばして齋藤検察官の説明を受けてから議決するかのどちらかを選ぶはずである。ということは、審査会議が本当に開かれていたら、検察官の説明なしに 9 月 14 日に起訴議決してしまうことはない。これを起訴議決したとするなら、その議決は“架空議決”しかない。

検察審査会事務局は議決を早めたため、9 月 14 日前に検察官を呼ぶことができなかった。そこで、アリバイ作りのため 9 月 28 日に齋藤検察官を呼び、準備したサクラの審査員に齊藤検察官の説明を聞かせたのではないかと推測が成り立つ。

私たちは、最高裁事務総局がリーフレットの一記述「**起訴議決をするときは、あらかじめ検察官の意見を聴かなければなりません**」を、「**起訴議決の前には、検察官に意見を述べる機会を与えなければなりません**」とこっそり変更していたことを、偶然見つけた。

新記述であれば、意見を述べる機会を与えれば問題ないことになる。齋藤検察官が議決後に説明にかけたことが、法的に問題ないと思わせるためのごまかしである。新記述のリーフレットだけを見た人には、「議決後に説明に行ったが、事前にレポートで意見を述べていた」と嘘をつける。41 条には、検察官が出席しなければならぬ旨が記されているが、一般の人が 41 条を知らなければ、齋藤検察官の行動に問題がなかったと考える。

X 氏は、「最高裁の関係者がある国会議員に、齋藤検察官による議決後の小沢検審出張について、事前にレポートを検審に届けておいたので問題ないと答弁した」と話していた。

3. “二セの審査員旅費請求書”が多量に作成された形跡あり

検察審査員には審査会議に出席する日当 (1 日 8,000 円程度) と交通費とが旅費として支払われる。旅費支払手続きのフローを、検察審査会の経理を担当する東京地裁経理課に確認したところ以下のとおりである。

- ① 検審事務局が審査会議終了前に請求書 (1) を作成する
- ② 審査会議終了時に審査員が請求書 (1) に認印を押す

- ③ 検審事務局は捺印済みの請求書(1)を当日あるいは翌日に所轄の地裁に届ける
- ④ 地裁が請求書(1)に基づき債主内訳書(2)・支出負担行為即支出決定決議書(3)を作成する
- ⑤ (1)(2)(3)が地裁管理者に回り、管理者が(3)に承認印を押す
- ⑥ (2)(3)に基づき財務省が振り込みを行う
- ⑦ (1)(2)(3)の原本は、会計検査院に送られる。地裁はこれらのコピーを保存する

私たちは、会計検査院と東京地裁に小沢検審の旅費支払関係書類(歳出支出証拠書類という)を請求した。

開示された書類は、肝腎の審査員名や振込口座がマスキングされていて、振込先が審査員であったのかどうかを確認できない。そこで、その歳出支出証拠書類から「小沢検審の審査会議日～地裁発議日(支出負担行為即支出決定決議書を作成した日)～支払予定日」の関係を調べたところ、小沢事件を担当した東京第五検察審査会の旅費支払には以下の不可解な点が見られた。

- ① 2月23日審査日分を25日後の3月19日に発議(支払確定)している
- ② 3月9日審査日分15人のうち1人(船・飛行機利用出席者・40950円を請求)だけを3月19日に発議している
- ③ 3月9日審査日分の残り14人と、3月16日、23日、30日の審査日分を一括して4月1日に発議している
- ④ 8月10日、24日、31日審査日分を一括して9月6日に発議している

3月19日には、9日審査日分の15人の請求書が揃っているのだから、審査員がいて審査会議に出席したとすれば、高額の1人だけ発議し14人の支払いを大幅に先に延ばすことはしない。

2014年9月1日、支払業務を行った東京地裁の森本益総務課長に、支払遅れが頻繁に起きた理由を文書で質問した。2015年1月21日になって、総務課の企画担当官が、その理由を私たちに以下のように説明した。

「最高裁が年予算を決め、各検察審査会に、4半期ごとに分けて送られてくる。今回4半期の予算が足りなくなったため、最高裁に文書で手当てを要請した。その手続きに時間がかかり遅れた。」

2月23日の予算が払えなくなったのであれば当然3月分の予算手当もするはずである。3月に3回も支払が遅れたことの説明がつかない。

8月10日といえば第2四半期(7月～9月)の前半であり、この時期に予算がショートするという説明も納得できない。

本当に審査会議が開かれたのであれば審査会議の当日に請求書が提出されるのであるから、支払が遅れることは考えられない。もし支払いが何度も遅れたら審査員がそれを許容しない。

東京以外のある検察審査会事務局長に問い合わせたところ、「審査会議を終えると請求書をすぐに地裁に届ける。地裁も滞りなく発議するので、発議が審査会議日から2週間を超えることはない。同じ日の会議出席者に対し日を分けて払うこともあり得ない。審査員に数回分まとめて支払われることなどありえない」と言っている。

東京第五検審事務局は、審査会議を開いていないにもかかわらず、開いたことにして請求書を後付けで作成したから、地裁の発議が何度も遅れてしまったと見られる。

なお、1. で述べたように、9月8日から14日の日付の審査員旅費請求書が一通もなかったことも、審査員旅費請求書作成がデタラメであることの証左である。

4. 会計検査院が、小沢検審の“審査員実在確認”を外した

森裕子議員は、2012年7月30日の参院決算委員会で以下のように発言した。

「検察審査員に対して、どの方に、どの口座にいくら振り込まれたのかという書類があったり、あるいは当日検察審査員が書く請求書というものがございます。ほとんどがマスキングしてあって分からないのですけども、結局、本当にこの人たちがいたのか、11人の検察審査員がいたのかどうか、それさえもうそではないかという国民から大きな疑問が寄せられているわけです」（国会議事録より）

こうした手厳しい指摘を受け、会計検査院は検察審査会に対する検査実施を約束した。そして1年2か月後の13年9月、同院は「裁判所における会計経理等について」と題する61頁の検査報告書をまとめた（会計検査院ホームページにも掲載されている）。

検査報告書の中の「会計検査院による審査員等の実在確認」の項に以下の記述がある（39ページ）。【……すなわち、会計検査院は、当事者である検察審査会および裁判所を介在させずに調査をするため、11検察審査会の会議に、平成23年（2011年）5月～7月までに出席したとして旅費等が支払われている189人に調査票を郵送した。この結果、146人から回答があり、検察審査会に出席した実績があり、旅費等の振込みを受けている旨の回答がなされた。また11検察審査会全てについて、所属した検察審査会に出席した実績がある旨の回答がなされている】

東京第五検察審査会が小沢事件を審査した期間は平成22年2月～10月であるのに、会計検査院は肝腎のこの期間を検査対象から外した。会計検査院は検査の過程で東京第五検察審査会の審査員が実在しないことに気づき、確認作業から意図的に外したと思われる。

2014年7月26日、私たちは、会計検査院渉外広報課に出向き、小沢検察審の「審査員実在確認」を要請した。対応した担当は、「実在確認をやるかどうかわからない。（要請者に対し）実施したかどうかは報告しない。実施したとしてもその結果を報告することもない」と逃げた。会計検査院までもが“最高裁事務総局の架空議決”隠蔽に荷担しているのである。

5. 最高裁事務総局と検審事務局は“審査員実在”を示すものを何一つ示すことができない。

検察審査会のルールによると、小沢検審では、平成21年4群、22年1群、2群、3群のそれぞれ11人が審査員に選ばれ、計44人が審査を担当したことになる。情報公開資料によると、小沢事件審査は2012年3月16日に審査が始まり、10月4日に審査が終了するまで、計21回の審査会議が開かれたことになっている。この間に審査会議に出席した審査員は延べ327人にのぼる。

ところが、審査員の実在を確認できる情報は何一つない。「私が審査員でした」と名乗り出た審査員もいない。

唯一の審査員情報は、「議決した審査員の平均年齢」である。ところが、検審事務局はその審査員平均年齢の発表に際し、その平均年齢を何度も言い直す大失態を演じた。

その言い直しは以下の通りである。

- ① 10月4日に、「（第2段階審査で議決した審査員の）平均年齢は30.9歳」と発表
- ② 12日、若すぎると疑われ、「37歳の人を1人足し忘れていたので33.91歳となった」と発表
- ③ 13日、「37歳の人を入れて計算し直しても33.91歳にならない」と指摘され、13日に「ほかの間違いもあった。計算し直すと34.55歳になる」と発表
「第1段階の議決審査員平均年齢も計算し直すと同じ34.55歳になる」と発表

東京新聞、週刊プレイボーイが、この失態を報じ、審査員の実在に疑問を投げかけた。

第1段階も第2段階も平均年齢があまりに若すぎる。2回とも平均年齢が34.55歳となる確率は100万の1であるから、実際には起こりえないことである。11人の平均年齢を出すのに3度も計算を間違えるなど小学生でもやらないことである。言い直した理由も説明になっていない。このことから、検審事務局の平均年齢開示には偽りがあるとみてよい。

何故このような計算間違いをしたかを確認したかったため、「議決した審査員の個々の年齢」の開示を検審事務局に求めた。言い直した軌跡がたどれるからである。

ところが、検審事務局は、「それを記載した行政文書がない」として開示を拒否した。次に、「議決した個々の生年月日」の開示を求めたが、個人情報なので開示できないとし、生年月日の部分を黒塗りにした審査員名簿を呈示した。しからば審査員の「生年月」を開示してほしいと要求したが、これも個人情報だと強弁し、これも「生年月日」を黒塗りにした審査員名簿を呈示した。

検審事務局は、平均年齢を算出した個々の年齢を開示できないのである。

「審査会議で使用した会議室名」の開示を検審事務局に要求したが、秘密にしておく必要もないのに開示を拒否した。

6. 最高裁事務総局は検察審査会を新設し、そこに審査員を配置しない手を取ったのではないか

検察審査員の任期は6か月だが、3か月ごとに半数が入れ替わることになっている。既存の審査会では古い審査員が残るので、そこで架空の審査員を補充することはできない。だから、架空議決はできないという意見がある。

ところが、最高裁は、東京第一と第二の2か所だった東京地裁管内の検察審査会に、2009年5月から、東京第三、第四、第五、第六の4か所の検察審査会を新設しているのである。

2008年1月22日、日経新聞は以下の報道している。

【 検察審査会 50 か所廃止、大都市部は 14 ヲ所増設

最高裁は、21日、全国に201か所ある検察審査会のうち地方50か所を廃止し、9都市の大規模地裁管内で計14か所を増設する再編案を発表した。……再編後は165か所に減少。今後、各地裁が自治体や弁護士会に説明後、改正検察審査法の施行(2009年5月まで)に合わせ実施される見通し。再編案では、東京地裁本庁管内の審査会を2か所から6か所へ増やす。……】

新設の検審では、前任者が1人もいないわけだから、架空の審査会としてスタートしても、事務局職員による内部告発がない限り実態が分からない。

小沢事件が新設の東京第五検察審査会に割り当てられたことと、架空議決の数々の疑惑と整合性が取れるのである。

新設した東京第五検察審査会を、審査業務開始から小沢事件の審査が終了するまでの2010年10月まで審査員を配置しないままにして置く、これが“架空議決”のカラクリでないのか。

日経新聞社の前記報道は2008年1月だが、最高裁事務総局がこの企画を提案したのは遡った2007年中頃の第一次安倍政権時代だったと推測する。最高裁事務総局は早い時期から改正検察審査会制度(2度の「起訴相当」議決で強制起訴できる)を悪用して“小沢抹殺”する手を考えていたのではないか。旧安倍政権が関与していたかは知る由もない。

7. 最高裁が、審査員候補者名簿にない人を審査員にできる「くじ引きソフト」を作成

検察審査員・補充員は次のようにして選ばれる。

- ① 毎年11月、各市町村選挙管理委員会は、予め割り当てられた数の「翌年の審査員候補者」を選挙人名簿から選出し検審事務局に提出する
- ② 検審事務局は、各選挙管理委員会から提出された審査員候補者をまとめ400人の候補者名簿を作成する

- ③ 年4回、検審事務局はこの400人を100人ずつに分け、その100人から所定の数の検察審査員と補充員をくじ引きで選ぶ。くじ引きでは、検察官1人と裁判官1人が立ち会うことが決められている。

最高裁事務総局は、上記③のくじ引きにおいて、2009年5月からの審査員選定に際し、ガラガラポン抽選機を使っていたものを、選定ソフトを使うことに替えた。

審査員選定ソフトを直接解析したX氏から、そのソフトに以下のイカサマができる機能が組み込まれていたことを教えてもらった。

- ① 候補者名簿にない人を候補者として手入力で追加登録できる機能がある
X氏は、「最高裁は間違っただけ裏マニュアルを提出してきたが、その裏マニュアルにはハンド入力の方法等が記載されていた。私は、最高裁から借り受けたソフトを使って、候補者を手入力で追加できることを確認した」と言っている。
- ② 候補者名簿の欠格事由欄にレ点を入れることで恣意的に候補者を何人でも削除できる
- ③ クジ引き後はくじ引き前のデータが残らない(イカサマをやってもその証拠が残らない)

くじ引きには検察官と裁判官が立ち会うので、ガラガラポン抽選機では、都合の良い人を審査員に入れたり、都合の悪い人を審査員から外すことはできない。ところが、このイカサマソフトを使うとパソコンソフトの中で自在に、検察官や裁判官に気づかれず都合の良い人を審査員にしたり、都合の悪い人を外すことができるのである。

“架空議決”をするのであっても、アリバイ作りのため審査員旅費支払いの実績を残さなければならない。そのため“画面上の審査員”を決めておく必要がある。最高裁事務総局は早くから上記のソフトを準備し、“都合の良い人”を“画面上の審査員”に仕立てていたのである。

以上